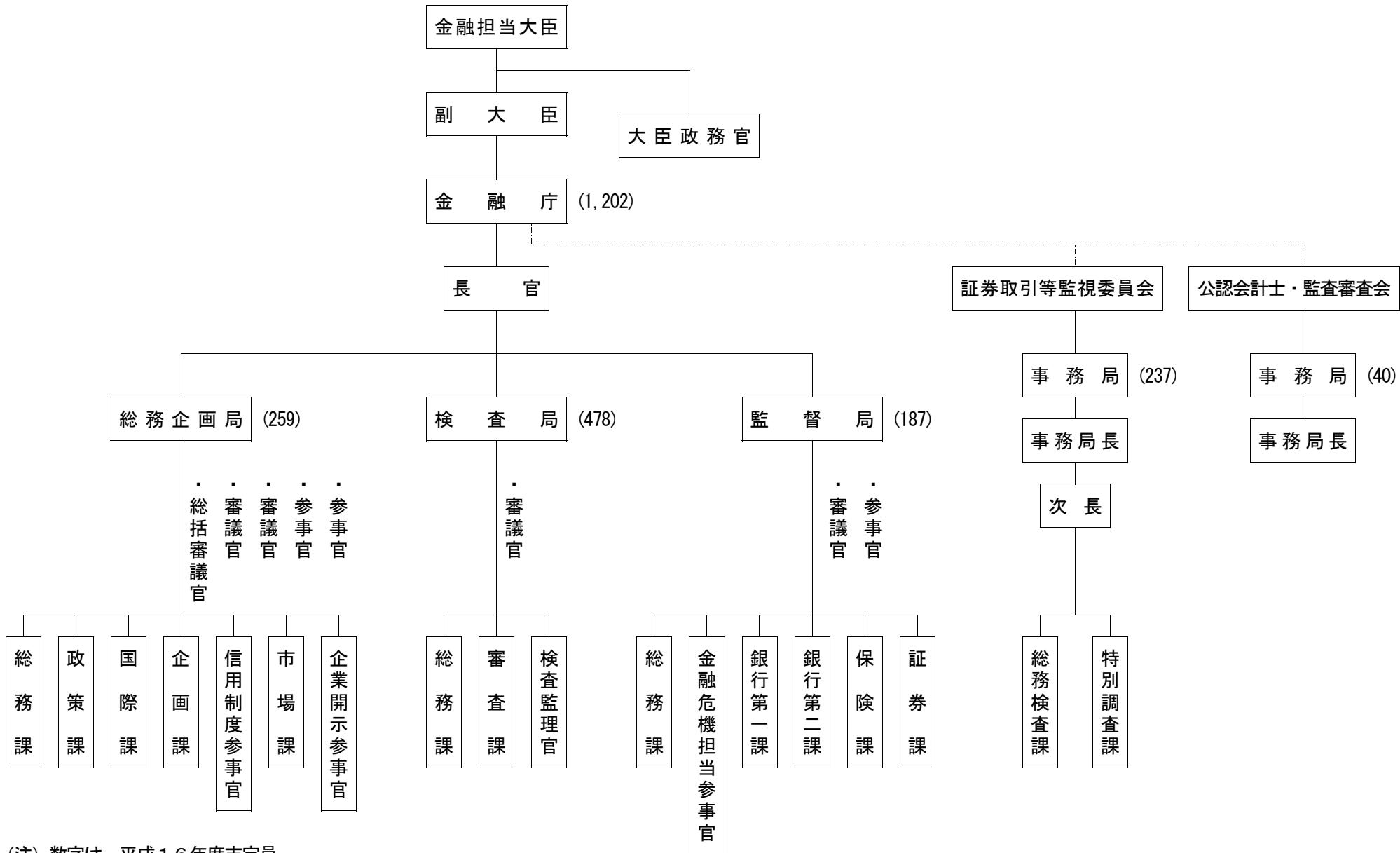


金融庁の組織(平成16年度)



(注) 数字は、平成16年度末定員。

金融担当大臣

内閣府設置法（抜粋）

（特命担当大臣）

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要な政策について行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣庁等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第十一条 第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～十四 （略）

十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六 （略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九 （略）

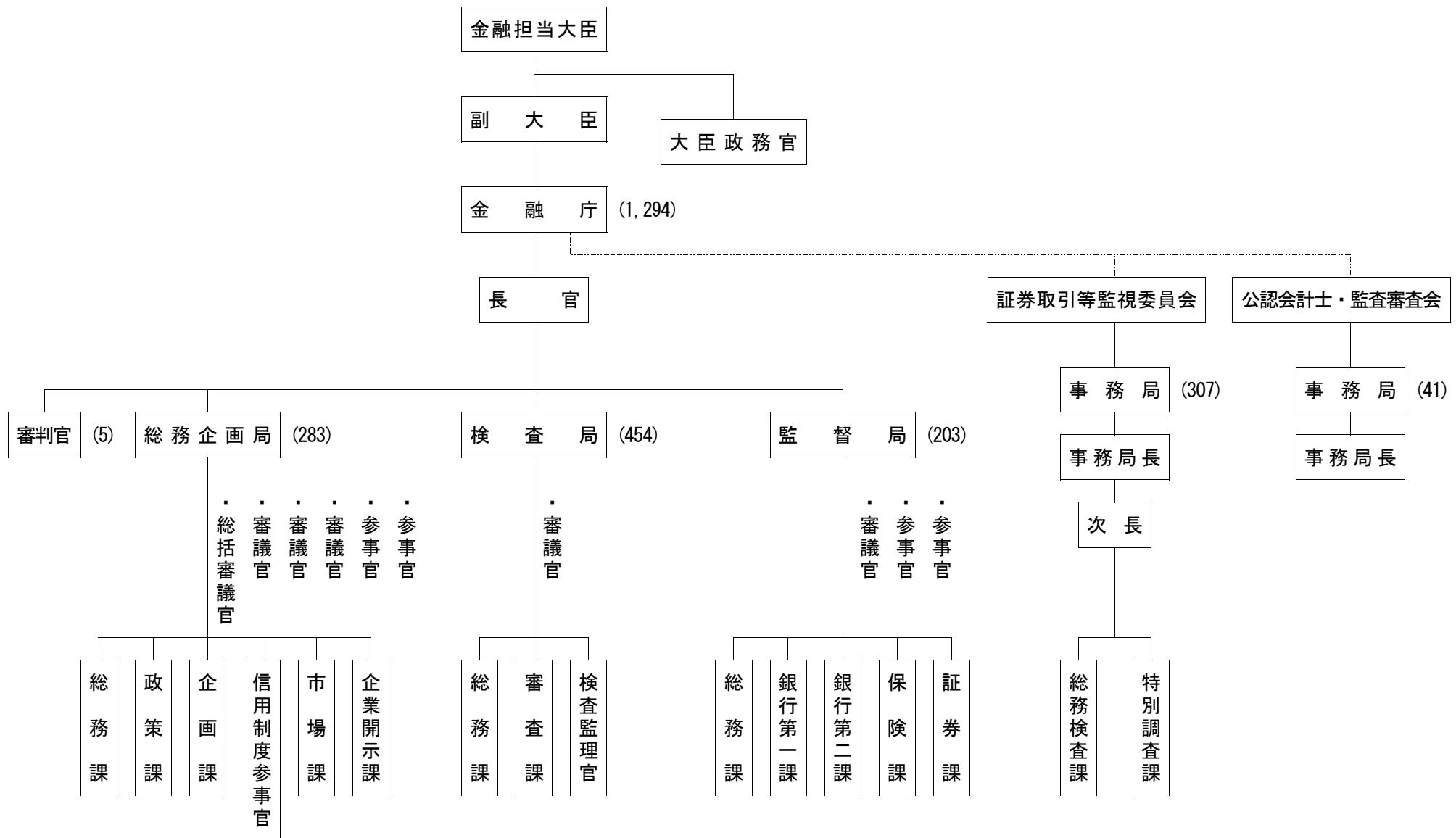
六十 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条に規定する事務

六十一 （略）

資料1-1-3 金融庁の各局等の所掌事務(平成16年度)

部局の名称	課等の名称	所掌事務
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
総務課	管理室	総合調整、総務、人事、服務、国会 等 機構・定員、予算、会計、福利厚生 等
	情報化・業務企画室	情報システムの整備及び管理 等
	特定金融情報室	マネー・ローンダーリングに係る疑わしい取引の届出に関する業務
	政策課	金融庁の基本的かつ総合的な政策の策定、税制に関する調整、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整 等
	研究開発室	金融に関する基礎的な調査及び研究 等
	開発研修室	金融庁の所掌事務に係る研修、国立国会図書館支部金融庁図書館に関するこ と 等
	国際課	外国当局・国際機関との連携・協力、金融監督に係る国際的なルール策定作業 への参画 等
	企画課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、法令審査、 行政訴訟 等
	調査室	経済金融情勢に関する調査 等
	信用機構室	預金保険制度の企画・立案 等
検査局	信用制度参事官	銀行業等に関する制度の企画・立案 等
	市場課	証券市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案 等
	企業開示参事官	企業会計基準及び監査基準の設定、証券取引に係る開示制度及び公認会計士 制度の企画・立案 等
	民間金融機関等の検査	
監督局	総務課	検査局の総括、金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の実施、金融検 査の基準の策定 等
	市場リスク検査室	市場リスクに係る金融検査 等
	審査課	検査報告書の審査、金融検査の結果の通知 等
	検査監理官	重要な金融検査の実施 等
監督局		民間金融機関等の監督
証券取引等監視委員会 事務局	総務課	監督局の総合調整事務、監督事務の指針の策定に関する事務の総括 等
	監督調査室	監督上の調査 等
	協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督 等
	金融危機対応室	預金保険法の運用、金融危機対応 等
	銀行第一課	都長銀信託・外国銀行の監督 等
	銀行第二課	地銀・第二地銀の監督 等
	金融会社室	ノンバンクの監督 等
	保険課	保険会社の監督 等
証券課		証券会社、投資信託委託業者の監督 等
証券取引等監視委員会 事務局		証券取引検査・審査、犯則事件調査
公認会計士・監査審査会 事務局	総務検査課	事務局の総務、調整 等
	証券取引検査官室	証券取引検査 等
	市場分析審査室	証券取引に係る資料・情報の収集及び分析並びに審査 等
	特別調査課	犯則事件調査 等
公認会計士試験の実施、日本公認会計士協会が行う「品質管理レビュー」のモニタリング 等		
総務試験室	総務試験室	事務局の総合調整事務、公認会計士試験の実施に関する事務 等
	審査検査室	「品質管理レビュー」のモニタリングに係る事務 等

金融庁の組織(平成17年度)



(注) 数字は、平成17年度末定員。